

観光産業の活性化促進事業実施要綱

5 産 勞 観 受 第 1 1 6 3 号
令 和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、観光産業の活性化に向け、観光関連業界団体又は観光関連事業者グループが取り組む、観光関連事業者の業況改善や共通課題の解決、観光需要獲得等に向けた取組に要する経費の一部に補助する「観光産業の活性化促進事業（以下「本事業」という。）」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 観光関連業界団体とは、東京都内に事務所を有し、旅行者向けの事業を営む、宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、運輸業（観光バス、タクシー）等の観光関連事業者の業界団体をいう。
- (2) 観光関連事業者グループとは、東京の観光産業の活性化に向け共同して取組を行う2者以上の事業者で構成され、東京都内で営業する中小企業の観光関連事業者が2分の1以上を占めているグループをいう。
- (3) 観光関連事業者とは、東京都内に登記簿上の本店又は支店を有し、東京都内で旅行者向けに宿泊業、飲食業、小売業、旅行業、運輸業（観光バス、タクシー）等を営む事業者（個人事業主を含む）をいう。
- (4) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないものをいう。

(支援の対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、観光関連業界団体及び観光関連事業者グループとする。
なお、観光関連事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者
- (2) 東京都内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている飲食事業者
- (3) 東京都内において販売場を設け、営業を行っている小売事業者
- (4) 東京都内において営業所を置きかつ旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第23条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者

- (5) 東京都内に営業所を置きかつ道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むバス事業者
 - (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。東京都内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第2条第1項又は同法施行規定第2条第3号に該当する事業者
 - (7) その他都内において、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売などを行っている事業者として、知事が認める事業者
- 2 次に該当する者はこの要綱に基づく支援の対象としない。
- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
 - (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
 - (6) 公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市長村等から補助事業の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの。
 - (7) 同一テーマ・内容で、公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。
 - (8) 既に本事業の支援決定を受けているもの（申請時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする）。
 - (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

(支援の対象事業)

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める者が行う以下に掲げる取組とする。なお、(4)の取組は(1)～(3)と共にを行うことを要する。

- (1) 生産性向上や業務効率化等により、所属事業者の業況・経営改善や業績向上を図る取組
- (2) 旅行者を獲得するための新サービス・商品開発等に向けた取組
- (3) 旅行者獲得等に向けた情報発信・環境整備等の取組
- (4) 共同で行う、所属事業者の人材確保・育成・定着等に関する取組

2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日から別途定める期日までの期間に実施完了した事業とする。

(公募)

第5条 知事は、本事業の支援の対象となる観光関連業界団体等を公募する。

2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載し書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

(審査)

第6条 知事は、前条による事業計画書の提出があった中から、別に定める審査会による審査に諮った上、適正と認められ事業を提案した申請者を支援の対象として決定する。

- 2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。